

●香川県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年10月28日から同年11月18日まで一般の縦覧に供する。

平成20年10月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般県道）
- 2 路線名 羽方豊中線（225号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|--|
| 三豊市豊中町上高野字徳満1832番1地先 から 三豊市豊中町上高野字徳満1903番2地先 まで | 13.5~46.0 | 218 | 平成8年香川県告示第149号で変更した区域の一部及び平成14年香川県告示第35号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 平成20年10月30日